

道州と政令市*間の調整の仕組み（イメージ） *政令市とともに都市圏を構成する周辺市町村、その他の地域拠点都市を含む

計画・戦略的な部分については、道州と大都市との整合性を図っていく仕組みが必要である。

方法	具体的な手続	課題等
自治憲章の制定	自治憲章を制定し、道州と政令市間の役割分担、広域的行政課題への協同対応、それぞれの施策の一般的な調整原則などを定める。	<ul style="list-style-type: none"> 自治憲章の実効性をいかに担保するか。
協議会の設置 〔参照〕 自治法 252 条の 2 ~ 6 自治法 251 条	<p>道州と政令市が広域にわたる総合的な計画を共同して作成、または双方の計画・戦略の相互調整を行う。</p> <p>道州と政令市の協議により規約を定め、協議会を設置。 この協議は道州及び政令市の各議会の議決を経る。 協議会が総合計画を作成、道州、政令市ともに当該計画に基づいて事務を処理することを義務付け。または協議会を通じ、双方の計画・戦略を相互調整。</p> <p>道州または政令市が他方の事務処理に不服がある場合は、自治紛争処理委員会の調停に付す。</p> <p>または、係争処理を行う第三者委員会を特別に設け、第三者委員会に勧告権等を付与</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画の実効性をいかに担保するか。 の「義務付け」は道義的（政治的）なものに止まる（自治法上は法的拘束力なし）。 道州または政令市の事務処理を事後的に是正するためのシステムをどうするか。 の第三者委員会は自治法に規定なし。
	<p>機関の共同設置（参照：自治法 252 条の 7 ~ 13）</p> <p>協議会に代わり、総合的な計画の作成に関わる諮問会議等を共同設置することはできないか？</p> <p>道州と政令市がそれぞれの議会の議決を経て協議。 規約を定め、計画や戦略策定に係る諮問会議（専門委員）を共同で設置。 同諮問会議の答申に基づき、道州と政令市が総合的な計画を作成。 計画の進捗についても同諮問会議が評価・助言を行う。</p>	
相互調整のための組織を任意に設置	<p>道州と政令市が任意で協議会等を設置。</p> <p>双方の計画・戦略の内容、個別の施策について整合性を図る。</p> <p>同意に至った内容について覚書等を交わし、双方がその内容を尊重する同義的な義務を負う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 合意内容の実行性をいかに担保するか。 道州または政令市の事務処理を事後的に是正するためのシステムをどうするか。
職員の相互派遣 〔参照〕 自治法 252 条の 17	<p>道州と政令市の企画立案部門について、恒常的に人事交流を行う。</p> <p>（例：道州企画部職員の 1/2 は政令市や地域拠点都市の職員で構成。一方、政令市等の企画部門に道州職員を派遣。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> これのみをもって道州・政令市双方の計画・戦略の整合性が確保できるわけではない。

港湾、道路や空港など圏域全体に影響を及ぼす基幹的な社会資本整備のような部分については、独立事業体等による一体管理をめざす。

方法	具体的な手続	課題等
<p>一部事務組合・広域連合の設置</p> <p>〔参照〕 自治法 284 条、286 条～291 条の 13</p>	<p>道州と政令市が各議会の議決を経て協議により規約を定め、一部事務組合（広域連合）を設置。</p> <p>特定の事務を一部事務組合（広域連合）へ切り分け、共同処理を行う。</p> <p>広域連合の場合は、その議会の議決を経て広域計画を作成。広域計画の実施のための連絡調整を図り、事務を広域にわたり総合的・計画的に処理する。</p> <p>広域連合は構成する道州と政令市に規約の変更を求めることができる。</p> <p>また、広域連合を構成する道州及び市町村には、広域計画に基づく事務処理が義務づけられる一方、広域連合には道州と政令市の事務処理に対する勧告権あり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体（道州、政令市）が残るため、屋上屋を架す懸念。 ・ 財源の多くを構成団体の分賦金に依存し、財政的な自立性に欠ける。 ・ 広域計画の実行性をいかに担保するか。広域連合が意思形成や財源において、構成団体に依存している現実からすると、の義務づけや勧告権にどこまで効力があるか。
<p>機関の共同設置</p> <p>〔参照〕 自治法 252 条の 7～13 地方道路公社法 41 条、 港湾法 4 条など</p>	<p>道州と政令市が協議により、特定の事務の執行を担う機関を共同で設置する。</p> <p>（例：執行機関としての委員・委員会、地方道路公社、港務局など）</p> <p>* 複数の自治体が一部事務組合や広域連合を設置した上で、地方独立行政法人を設ける場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体の企画立案機能との調整をどうするのか。 ・ 責任の所在があいまいにならないか。
<p>法人への共同出資など</p>	<p>道州と政令市がともに同一の株式会社や財団法人等に出資（出捐）し、特定の事業の執行に協力する。</p> <p>（例：関西高速鉄道株、（社）大阪国際見本市協会など）</p> <p>道州または政令市が設けた法人に対する「関与」（助言、指示、目標の提示等）及び「関与」に際しての事前の調整。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民主的統制をいかに確保するか。 ・ 責任の所在があいまいにならないか。 ・ 「関与」の実効性をいかに確保するか。
<p>任意組織等の共同設置</p>	<p>任意の実行組織等を設け、事業の推進を行う。</p> <p>（例：大規模イベントの実行委員会、協議会等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民主的統制をいかに確保するか。 ・ 迅速な意思決定は可能か ・ 責任の所在があいまいにならないか。